

さいたま市緑区告示第5号

住民基本台帳法施行令（昭和42年9月11日政令第292号）第12条第1項の規定により、次の者の住民票を消除したので、同条第4項の規定に基づきこれを告示する。

令和 7年 7月 28日

さいたま市緑区長 増田 泰則

- 1 該当者
- 次の表のとおり

氏名	住民票上の住所	職権消除年月日
J I N F E N G N U 金 峰女	さいたま市緑区大字三室1384番地 11	令和 7年 7月 28日
新井 蓮斗	さいたま市緑区原山4丁目14番20 －604号	令和 7年 7月 28日
豊原 大喜	さいたま市緑区道祖土1丁目27番20 －106号	令和 7年 7月 28日

- 2 連絡先
- (1) 担当 さいたま市緑区役所区民生活部区民課
 - (2) 電話 048（712）1144